

令和8年4月27日
原子力安全対策課
(08-08)
<11時資料配付>

高速増殖原型炉もんじゅの 第5回定期事業者検査の終了について

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

高速増殖原型炉もんじゅ（H30.3.28～廃止措置中）は、令和7年10月10日から実施していた第5回定期事業者検査を令和8年4月24日に終了した。

今回、定期事業者検査を実施した施設*は次のとおりである。

- (1) 建物及び構築物
- (2) 原子炉及び炉心
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 工学的安全施設
- (5) 原子炉補助施設
- (6) 計測制御系統施設
- (7) 電気設備
- (8) タービン及び付属設備
- (9) 放射性廃棄物廃棄施設
- (10) 放射線管理施設
- (11) 発電所補助施設
- (12) その他の施設

※原子炉等規制法に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の定めるところにより、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について検査を実施

(別紙)

高速増殖原型炉もんじゅ 第5回定期事業者検査実績工程表

問い合わせ先(担当：鈴木) 内線2354・直通0776(20)0314
